

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 田丸屋ビル（静岡パルコ）
- (2) 届出日 平成 23 年 9 月 30 日
- (3) 届出内容 法第 6 条第 2 項に基づく変更届
(駐車場の位置並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置)
駐車場の位置の変更については、大規模小売店舗立地法に基づく軽微な変更を適用。

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の位置及び構造、経路の設定等交通に係る事項について、審査した結果、必要な配慮がなされているため、大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

※市意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。